

議 案 第 1 0 0 号

磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
ように制定するものとする。

令和8年9月9日提出

磐田市長 草 地 博 昭

磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１７年磐田市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

別表第４巡回監視作業の項中「７１０円」を「９５０円」に改め、同表応急作業の項中「１，０８０円」を「１，４４０円」に改め、同表遭難救助作業の項中「８４０円」を「１，１２０円」に改め、同表第６条第１項第４号に規定する作業の項中「７１０円」を「９５０円」に改め、同表備考中「１，０８０円」を「１，４４０円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（特殊勤務手当の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
別表第4（第6条関係）			別表第4（第6条関係）		
作業の区分	支給を受ける者の範囲	手当の額	作業の区分	支給を受ける者の範囲	手当の額
巡回監視作業	従事した職員	1日 <u>710円</u> ただし、勤務時間外5割増し	巡回監視作業	従事した職員	1日 <u>950円</u> ただし、勤務時間外5割増し
応急作業	従事した職員	1日 <u>1,080円</u> ただし、勤務時間外5割増し	応急作業	従事した職員	1日 <u>1,440円</u> ただし、勤務時間外5割増し
遭難救助作業	従事した職員	1日 <u>840円</u> ただし、勤務時間外5割増し	遭難救助作業	従事した職員	1日 <u>1,120円</u> ただし、勤務時間外5割増し
第6条第1項 第4号に規定 する作業	従事した職員	1日 <u>710円</u> ただし、勤務時間外5割増し	第6条第1項 第4号に規定 する作業	従事した職員	1日 <u>950円</u> ただし、勤務時間外5割増し
備考			備考		
1 大規模な災害として災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害に係る作業に従事した場合の手当の額は、作業の区分にかかわらず、1日 <u>1,080円</u> （勤務時間外5割増し）とする。			1 大規模な災害として災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害に係る作業に従事した場合の手当の額は、作業の区分にかかわらず、1日 <u>1,440円</u> （勤務時間外5割増し）とする。		
2 略			2 略		